

Title	エドワード第一世
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.3 (1922. 5) ,p.31(381)- 40(390)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0031">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0031</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# エドワード第一世

エドワード第一世は近代英國の創設者である。英國の法律制度は、王の治世に於て今日實施せらるゝ如き形式を興へられたのみならず、王の組織した『模範國會』(Model Parliament)は實に英國の國會制度を完成せしめたのである。英國の歴史は明君英主に富むと雖、英吉利文化の建設に貢献した點から見て、恐らくアルフレッド大王も、ウィリアム『戰勝王』も、ヘンリー第二世も、將た又エリザベス女王も、エドワード第一世に一籌を輸せねばならぬであらう。王は希世の立法家であつたと同時に、一代のステーツマンであつた。以下述べんとする所は、エドワード第一世の人物、性格、並に立法家として將た又政治家としての王の經歷、夫れから此王を産出した其の時勢に就ての概論に過ぎないが、是れに依て多少たりとも、英國文化の研究に資することを得ば足るのである。

エドワード第一世はウィリアム戰勝王の如く、又ヘンリー第二世の如く偉らい政治家であると同時に秀でた軍人であつた。彼はまだ東宮に在つた時、父ヘンリー三世王の味方として英國の貴族軍と戦ひ偉勳を奏した。又十字軍に出征してパレスチンで勇名を輝かした。彼は單なる騎士としても、リッチ

ヤード『獅心王』に劣らない勇者であつたが、政略と冷靜な事に於ては到底リッチヤードの類ではなかつた。彼はアンジュー王朝の血統を承けて時々激怒したけれども、他の同系の諸王に見るが如く、残忍性も復讐心もなく、又決して好戦王ではなかつた。彼は徹頭徹尾國王で、其の王者の主權に關する觀念は極めて高く、從て權力を熱愛し、且これに執着した。然も彼が君權に執着した主要なる目的は、畢竟其の人民の福祉に在つたのである。彼は其の事情が要求すれば、機宜の政策を執ることに於て躊躇しない極めて機敏な政略家であつたが、左れば迎彼には決して背信の行爲と云ふものは無かつた。彼は其の墓碑銘に表はれて居る *Pactum serva* と云ふ標語モットーに忠實であつた。彼は創造的天才に乏しく、又政治的獨創には缺けて居つたけれど、而も秩序と善良なる政府とを熱愛し、且つ組織力を備へて居た。彼は時に法律的詭辯を用ひることがあつたけれど、これは彼が法律を愛したからである。後人彼を英國のジアシニアンと呼んで居るけれども、此の名は必ずしも當つてゐない。何となれば、ジアシニアンは唯羅馬法典の編纂を時の法律家に命じただけであるが、エドワードは實際自分が其の法律編纂に親ら手を下さないまでも、非常の注意を以て法律を撫育し、其の法律改革の中心となつて、各般の法律系統を首尾一貫したるものたらしめたからである。ツウトは「エドワード第一世は單なる立法家ではない、又第一流の法律改革者であつた」と評して居る。(Edward The First by Tout p. 131)。

エドワード第一世の時代は、歐大陸諸國殊に伊太利のボロンニアに起つて其の後佛蘭西の大學に行はれた所謂リーガル・ルネーサンスの時代であつた。それで古代の羅馬の法律研究が盛大になつて、歐羅巴の諸國を風靡したのであるが、英國には勿論コンモンロー即ち習慣法と云ふものがあつて、羅馬法

の影響を被る事は大陸諸國程ではなかつたとしても、其れが爲に法律研究の刺戟を受けたことは非常なものであつた。まだ皇太子であつた時、大陸に長く留まつて居つたエドワードは伊太利のボロンニアからフランチェスコ・アツカーシー (Francesco Accursi) と云ふ有名なる法律家を聘して英國に伴れ歸り、從來の散亂して秩序のない英吉利の法律を整理し統一し、之に定義を與へて、英吉利法の今日ある基礎を立てたのである。言ふ迄もなく、彼が英吉利の法律を更に立てたと云ふ點は左程多くなく、大部分は從來の法律に一定の形を與へたに過ぎないのである。然も英國の裁判所は、今日に至る迄エドワードが與へた形式を保持して居るのである。

## 二

更にエドワード第一世の治世は英國の國家並に社會の基礎が漸く安定を得るに至つた時代である。ノルマン征服以來、英國固有のアングロ・サクソン文明と、ノルマン・フレンチの文明とが長い間互に反撥し和合せんとして争つて居つたのであるが、漸く其間の融和が行はれて、新英國の新しい文明が茲に其の緒に着いた。第一に英語は此の時代に今日の英語の形が整つて來た。今迄は土人はアングロ・サクソン語を語り、ノルマンから侵入した貴族の子孫及び比較的上流の社會はノルマンの佛蘭西語を語つて居つたのが、漸く其の間の和合が出來て、近代英語の基礎が茲に確立せられた次第である。人種に於ても、アングロ・サクソン民族とノルマン・フレンチ民族とは互に雜婚して新英國民族が茲に發生するやうになつた。グリーン曰く「ヘンリー第一世の常規政務も、ヘンリー第二世の明晰なる頭腦と豪邁

なる意志とによつて實施せられた行政改革も、エドワードの治下に於て、惟だ國王の意志ばかりでなく、普ねく人民の政治的衝動に依て指導せらる可き注意周到なる政治組織に變革せられた。彼の社會的立法亦夙にヘンリー第二世が實際に運用した同一の原理に基いたものである。吾々英國人がエドワードの組織した國會に負ふところは、其の國會が何等か政治的に重要なる先見であると云はんよりは、寧ろ大部分其の財政的並に行政的價値の實際的意義に因るのであることは疑を容れない所である。若し通例エドワードの名に因むところの國會制度の起原が他に在るとしても、其の國會制度の形式及び永續性は實に彼に負ふのである。(Green's History of the English People chap. IV Edward the First)。

エドワード第一世の鴻業と認む可きは、ノルマン征服以後是等の英國文明と大陸文明との間に於ける和合を進展せしめて、茲に後世英國文明の基礎を築き上げた點に在るのである。一言にて蔽へば、エドワード第一世は近世英國の創設者と云ふことが出来る。

## 三

斯の如くエドワード第一世が英國文化の各方面に與へた影響は極めて偉大なるものが有るのであるが、エドワードが最も後世に幸福を與へた偉業とす可きは、言ふまでもなく彼が英國の國會制度を完成せしめて模範國會と云ふものを開き、英國憲政の基礎を鞏固にした點に在るのである。爾來二十世紀の今日に至る迄、英國會の發達は顯著なるものであるが、其れは皆エドワードが劃した軌道を辿つたものである。英國會の法律上の權能はジョージ第五世の今日と雖、エドワード第一世の昔と殆ど全く相違

はないのである。即ち英國の『律令全書』(Statute Books)はエドワードの時代から、連綿として繼續して、今日に亘つて居るのである。ウィリアム戦勝王は歐大陸から封建制度を輸入し、此の封建制度に依つて専制政治を行つた。其の後を承けたヘンリー第一世やヘンリー第二世は、益々中央集權の制度を鞏固にして、假令形式の上に於ては人民の幸福を圖るといふ『憲章』(Charter)に依つて政治をする事を誓つて居たにも拘らず、其の内容は依然たる専制政治を行つて居たのである。

然るにノルマン征服以來既に二世紀を経過して、ウィリアム戦勝王の立てた英國の國家制度といふものは、既に時勢に適合しない様になつて來た。是れより先き既に一二二五年には貴族及び僧侶が國王ジョンに迫つて所謂『大憲章』(Magna Carta)を發布したのである。ところがジョン自らのみならず、ヘンリー第三世も此の一旦約束した大憲章を絶へず破棄しやうと企てたので、貴族との論争が絶ゆることなく、ヘンリー第三世の長い治世を通じて、國王と貴族との間の戦争が中々治まらなかつた次第である。そこで國王も貴族も平民を味方に引入れて勝利を得ようと思つた。國王は殊に平民の同情と援助を求むることに努めた。シモン・ド・モンフォードが國會を開いたのも、ヘンリー第三世が國會を開いたのも、何れも是等の平民の味方を得ようといふ方策に外ならぬのであつた。エドワード第一世も矢張此の平民を自分の味方に引入れんが爲に屢々國會を開いたのであるが、一二九五年に到頭英國の凡ゆる社會即ち貴族高僧は勿論下級僧侶の代表者、州の代表者である騎士、それから都市の市民の代表者をも召集して、此に完全なる英國の代表者から成る議會即ち模範國會なるものを開いた。斯の如くエドワードが模範國會を召集するに至つたのは、即ち從來の専制政治では、到底國政の満足なる改革が

出来ないと思つたからである。

エドワード第一世は地方議會の舊い代表思想を種族の新らしい制度に巧に結合して、英國憲法の必要なる機關として庶民と云ふ階級を建てたのみならず、彼は又世襲貴族制を立てた真正なる意義に於ける貴族院の建設者である。若し夫れ僧侶階級が後年他の二種族から離れて、別に『僧官會議』(Convocation)を開くやうになつたのは、必ずしもエドワードの失策と云ふことは出来ない(註、一)。

#### 四

エドワードは極めて聰明な君主であつたからして、到底望のない歐大陸の領地を何時迄も保有すると云ふ考を棄て、英國の統一と云ふ事に全力を注いだ。(註、二)。乃ち彼がウェールズの征伐を思立ち、更に蘇格蘭の征伐を企てた次第である。されど是等の統一事業を遂げやうと思へば、何うしても戰爭の費用が必要である。エドワードは常にこの戰費に窮した。父王ヘンリーの外人重用政策以來英國の財政は常に窮迫して居た。彼が國會を度々召集したのも、要するに戰費を得たいと云ふのが其の召集の主なる動機であつた。所が、昔から賦課し來つた税を徵收するには別段國民の同意を要せなければ、新たに課税することになれば、どうしても更に國民の代表者の同意を要する。即ち國會に諮つて其の協賛を経なければならぬ。エドワードは最初課税に關しても個別的に賦課し來つた。即ち一人の相手に對してそれ〴〵税を課して、別段定まつた税率と云ふものは無かつたのである。所が、是等の不規則なる課税の方法では、到底思ふ通りの收入を得ることが出来ないのであるからして、彼は次第々

々に國民的即ち一般的同意に依つて課税するには、何等かの税率を定める必要を感ずるに至つた。即ちエドワードが最初國會を召集した時には、召集される者は果して如何なる社會の階級であるかと云ふ事が不定であつたが、後に模範國會に依つて其の召集される人の資格を決定したと等しく、最初個別的の課税であつたのを、一般的の標準を立て、廣く普く國民に賦課する様に至つたのである。エドワードの時代は其の父祖の時代と違つて、社會は比較的靜穩であつたけれども、尙ほ外國との戦争が時には不成功に了はるとか、或は國內にも内亂が起るとか、或は新附地方の反亂が起るとか、教會との紛争が斷へないとか云ふので、屢々是等の戦費に充つる課税について國民の援助を要した。併かのみならず、軍隊を募集するに就ても國民の後援を必要としたのであるから、此に於てエドワードは國民多數の援助を味方とする事が出来たならば、始めて是等の困難に打勝つことが出来ると感じた。彼は又國民的の課税に依つて、始めて永久に其の敵を壓倒するに足るだけの十分なる軍隊を養ふことが出来ることを感じた。彼は『總てに關する事柄は總てが賛成しなければならぬ』(What touches all should be approved by all) と斯う云ふ非常に意味の深い格言を宣言して、且これを實行する模範を垂示したのである。

## 五

エドワード第一世は財政の改革のみを以て甘んぜず、彼は貴族及び僧侶の特權を削減して、王權を擴張すると共に、國家の統一に資した。彼は即ち有名なる Quo Warranto と云ふ法律を發布して、貴



族に對して彼等が財産其他の特權に對し果たして如何なる功績に依つて其等の財産及び特權を保有するかと云ふことを取調べた。而して若し是等の糾問に對して満足なる答をすることが出来ない者の財産を沒收し、又は特權を剝奪した。是れも矢張り一方では王權を強くし國家の改革を圖ると共に、他の一方では其の財産を沒收して不足勝なる國庫を充たさんが爲に外ならなかつたのである。それから又 *Quia Emptores* の法律に依つて封建制度に依り君主より拜領した領土を、其の臣下が更に他の人に又貸する制度を禁じ、さうして總ての土地保有者をして直接に封建制度の最上の君主たる國王に忠誠を誓はしめた。是れは封建制度に取つて大なる打撃であり、結局其の滅亡を惹起した原因となつたのであるが、是れ亦國王が其の國君たる權力を加ふると同時に、一方には貴族の財産より生ずる收入を加へんが爲であつた。其他 *Mortmain* の法律を出して教會に對して個人が財産を寄附することを禁じたのも、矢張り國家の統一を助け傍ら王權を強くすると共に其の教會の財産に目を着けた故である。と云ふのは、個人が教會に財産を寄附すれば、國王は之に對して直接に税を賦課することが出来ないからである。其他エドワードは非常に猶太人を迫害して其の財産を沒收したが、是れはエドワードが十字軍に加つた程の宗教心の強い人で信念の上から猶太人を憎んだと云ふけれども、其の動機の一つは確に猶太人の財産沒收に在つたことは、疑ふ可らざる事實である。

## 六

之を要するに、エドワード第一世を以て近世英國の創設者と認めることに何人も異議を挿まないであ

らうが、斯る敬稱には固より多少の留保をしなければならぬ點がある。既に述べたやうに、エドワードの時代は古代法律研究の最も隆盛な時代であつたのみならず、法律以外の他の文運復興運動の漸く熾んならんとする時代であつた。此のルネサンスの風潮はやがて、火薬及び印刷術の發明、新大陸の發見、通商貿易の擴張を誘起し、其等が直接又間接に封建制度瓦解の原因を造つたことは、苟くも西洋史を學んだ者の熟知するところであるが、此の風潮に乗じて漸く擡頭し來つたものは、歐羅巴に於ける國家統一の精神である。詳言すれば、エドワード第一世と時を同うした西歐羅巴の諸王は、彼と均しく種族から成る代議制度の基礎の上に國民的國王(National King)を創建することに専念したのである。ところが、エドワードが其の國會制度の基礎を歐大陸諸國に於けるがやうに種族に採らずして、各種族を混合した眞個國民的代表者に求めたのは、惟り彼の事業のみが永續した原因である。此の點は彼の偉大なる所である。併し奈何にエドワードの偉業を歎美する者でも、此の國家制度の確立と永續とを無條件に彼の功勳に歸することをせぬであらう。何となれば、其の此の如きを致したるは、畢竟英國の過去の歴史と、其後の歴史に深い根柢を有つて居るからである。併し源をチュートン民族の部落會に發し、五世紀に亘るアングロ・サクソン王朝の試鍊を経て、更らにノルマン諸王の組織的材幹に依て陶冶せられた英國憲法の歴史的潮流に一大轉機を劃し、各般の法律制度に組織と定義とを與へ、尙ほ國家社會の基礎を一層確實ならしめて、近世英國を建設したのは、彼エドワードの功業と言はねばならぬ。フィリップ第四世の佛國三族議會や、アルフォンゾ賢王のカスティル國會(cortes)やを、エドワードの國會に比べて、必ずしも後世歴史家や憲法學者が云々するやうな相違はなかつたであらうが、是等

の國會制度が其後の専制君主に蹂躪せられたに引き替へて、英國會の今日あるを致した勳功の大部分はエドワードに歸せねばならぬ。ツット曰く、「英國に於ける國會制度の運用の他の諸國に比して成功したる其の信用の少なくとも幾分は、エドワードに歸しても、不正當とは言はれぬであらう。彼の巧みなる國民的目的と王朝的目的との調合、彼の最善にして且最も效果ある諸先例の採擇、彼の的確なる判斷力と目的に手段を適合せしむる材幹、是等は渾べて相待つて英國國民の國會的憲法の繁茂を助けたのである。而して其の憲法は縱令深く過去に根刺して居るにせよ、一六八八年の革命に至る迄、否外形に關はる限り第十九世紀三度の選舉法改革に至る迄、エドワードの眞精神に依て彼の監督の下に、變つた新しい必要に應ず可く、舊制度の改造せられたときまで殆ど變化を蒙らなかつた所の其の形式を取つたのである。」(Tout's Edward the First p. 148)。

(註、一) 僧侶等の別階級と云ふ感情、羅馬法皇に服従せねばならぬ厭ふ可き束縛、中世紀的傳統が靈的種姓カスト即ち僧侶に與へた法外なる免除、是等は凡て僧侶が他の種族と同一の國會に残ることを不利ならしめた次第であるとツットは論じて居る。(Tout's Edward the First p. 146)

(註、二) シヤールレマン大帝の後を承けた獨逸の歴代諸帝が「神聖羅馬帝國」と云ふ虛名に迷はされ、屢々無用の師を起して伊太利を獨逸に併合せんと企てたが爲、反つて肝心なる獨逸の統一事業に失敗したるに鑒みれば、エドワードの歐大陸拋棄政策は非常なる卓見と謂はなければならぬ。(Bryce's Holy Roman Empire chaps. VII-XI 參照) (完)